

**Q**<sub>6</sub> 中国向けに外国送金を行いました。受付銀行から、「中国の支払銀行より、今回指定した受取口座では貿易代金を受取りできないとの通知があった」との連絡がありました。これはなぜですか。

**A**<sub>6</sub> 中国を始めとする多くの国では、外貨管理やテロ資金流入防止等の観点から、外国からの送金に関して、送金目的等の通知を法令等で要求しています。こうした国々に送金をする際には、法令上必須とされている情報が正しく通知されない場合、受取人口座への入金遅延や、内容照会にかかる手数料の請求、資金返却等の可能性があります。

中国では投機資金流入を抑制すること等を目的として外貨管理が厳格に実施されており、貿易代金については、税関の通関情報と照合されるまで照合用の専用口座に資金がプールされ、受取人は資金を受領できません。また、商品到着前に送金される前払金については、外貨管理局への届出を行わなければ受領できないなど、全ての取引が一件毎に照合されますので、送金目的を正確に通知する必要があります。

経費や手数料などの貿易外目的の資金を貿易代金とまとめて送金した場合、専用口座に全額がプールされ、通関情報と照合されるまで資金が受領できなかつたり、通関情報との不一致を理由に資金が返却される可能性があります。

また、中国人個人が輸出入取引を行う場合は、営業許可を取得した上で貿易代金決済用の専用口座を開設しなければならないこととされていますので、個人向けの貿易代金送金には十分な注意が必要です。

エジプトやブラジルなどでは受取人の正確かつ詳細な住所が求められるなど、国や金融機関によって必須とされる情報が異なる他、貿易代金の場合に契約番号やインボイス（請求書）番号が求められる等、必要な情報のレベルも異なりますので、詳細については事前に確認されることをお勧めします。

なお、日本でもマネーロンダリング防止等の観点から、外為法等の法令により送金目的の告知が義務付けられていますので、外国送金を依頼する場合や、海外からの送金を受領する場合には、都度必ず送金理由を通知する必要があります。